

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	高 橋 伸 行 君	企画調整課長	木 下 誠 司 君
税 務 課 長	中 嶋 努 君	健康福祉課長	藤 塚 康 孝 君
住 民 課 長	北 村 嘉 彦 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	太 田 宣 男 君	上下水道課長	立 川 昭 雄 君
会計管理者兼 会 計 課 長	衣 斐 修 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 課 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	木 全 豊 君
生涯学習課長	水 野 忠 宗 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 正 博	書 記	渡 部 善 充
書 記	森 田 唯		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第60号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第3 議第61号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議第62号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議第63号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

- 日程第6 議 第 6 4 号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議 第 6 5 号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議 第 6 6 号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議 第 6 7 号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議 第 6 8 号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議 第 6 9 号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の変更
について
- 日程第12 議 第 7 0 号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議 第 7 1 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議 第 7 2 号 監査委員の選任について
- 日程第15 議会議案第1号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援
の拡充を求める意見書について
- 日程第16 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5番 山田利夫君、7番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（角田 寛君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第60号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第2、議第60号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第60号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第61号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第61号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第62号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第62号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第62号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第63号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（角田 寛君） 日程第5、議第63号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第63号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第64号 指定管理者の指定について

○議長（角田 寛君） 日程第6、議第64号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第65号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

○議長（角田 寛君） 日程第7、議第65号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第66号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（角田 寛君） 日程第8、議第66号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 平成30年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第67号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（角田 寛君） 日程第9、議第67号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第67号 平成30年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第68号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（角田 寛君） 日程第10、議第68号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第68号 平成30年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第69号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の変更について

○議長（角田 寛君） 日程第11、議第69号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第69号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の変更は、平成29年4月7日、愛知県名古屋市中村区名駅一丁目3番4号、東海旅客鉄道株式会社、東海鉄道事業本部工務部長 井上陽一と協定を締結し、工事を進めてまいりましたが、協定の内容の一部を変更する必要性が生じ、協定の額を5,361万6,324円に変更するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） ただいま上程されました議第69号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

お配りしております図面資料もあわせてごらんいただきたいと思います。

本件は、去る平成29年4月7日に締結、同年の9月15日に第5回垂井町議会定例会におきまして議決をいただき、東海旅客鉄道株式会社を相手方といたしまして、協定金額7,800万8,000円にて締結した協定の変更をお願いするものでございます。

協定の変更につきましては、本年9月に改修工事が完了し、その後JRにて工事金額の精算が行われ、最終的な工事金額が確定してまいりましたので、JR側と協議を重ねまして、本年12月3日、変更協定締結に係る依頼があり、この内容を確認し、適正であると認めましたので、契約担当課である総務課を通じ、同日付で変更の仮協定を締結したところでございます。

続きまして、変更となった工事概要につきまして説明をさせていただきます。

まず、通路橋の軒天の金属化工事でございますが、図面資料の箇所でございます。こちらの工事を進めていく過程におきまして、既設下地を再利用できることが判明いたしました。係ります経費の削減が可能となりました。

また、屋根の幕板塗装工事及び鉄部の塗装工事でございますが、図面資料の箇所でございます。茶色に着色させていただいた箇所と赤色の着色をさせていただいた箇所でございます。こちらの作業におきましては、当初、多くの方が利用される電車運行に支障を来すことのないよう夜間作業にて工事費の積算を行っておりました。実際の作業の中で、運行に支障のない範囲の部分で昼間の作業へ変更できたことによりまして、関係する経費の削減を図られたものでございます。

また、メンテナンスデッキの鉄部塗装でございますが、図面資料の箇所でございます。青色の着色をさせていただいた箇所でございます。こちらの箇所につきましては、耐候性鋼材といひまして、さびにくい特性を持った材質となっております。実際の部材の劣化状況等を踏まえ、塗装を取りやめても支障がないと判断されたことから、工事費の削減となったところでございます。

加えまして、工事全体を通しまして、効率的な作業配置による列車見張り員等保安要員も削減され、安全対策費が削減されております。あわせて入札差金によるものでございます。

なお、当該工事につきましては、通路橋がJR用地上空にあり、駅利用者の安全性を確保しながら工事を行うため、十分な安全措置に基づいた積算が必要であったものと認識しております。

これらの変更に伴いまして、協定の金額を7,800万8,000円から2,439万1,676円を減額いたしました。5,361万6,324円とさせていただくものでございます。

なお、協定の期間につきましては、変更はございません。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第69号 東海道本線垂井駅自由通路橋改修工事の施行に関する協定の変更については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第70号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

○議長（角田 寛君） 日程第12、議第70号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第70号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3億3,164万7,000円を追加し、予算総額を104億6,888万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは、土木費では、都市計画費におきまして、駅自由通路橋改修事業に係ります委託料につきまして減額措置をいたしました。

教育費では、小学校費におきまして、小学校空調設備設置工事に係ります工事請負費につきまして、増額措置を行いました。

また、中学校費におきましては、中学校空調設備設置工事に係ります工事請負費につきまして、増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、繰入金及び町債により収支の均衡を図った次第であります。

なお、繰越明許費につきましては、小学校空調設備設置事業、中学校空調設備設置事業に係ります経費を平成31年度に繰り越して実施することをお願いするものであります。

また、地方債の補正につきましては、一部追加及び限度額の変更をお願いするものでございます。

以上、細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） ただいま上程されております議第70号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第5号）の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億3,164万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を104億6,888万9,000円といたすところがございます。

第2項でございますが、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

歳出でございますが、8ページをごらんください。

款8土木費、項4都市計画費、目8駅周辺整備費でございますが、昨年度から施行いたしておりました駅自由通路橋改修事業がこのたび完了し、協定金額を精算いたしましたところ、減額となりましたので、節13委託料におきまして2,439万1,000円の減額を行うものでございます。あわせまして、特定財源の町債1,500万円の減額を行うものでございます。

次に、款10教育費でございますが、本年の夏の災害とも言える猛暑に起因する健康被害の発生状況を踏まえ、早期に児童・生徒の健康を守るため、町内の小・中学校に空調設備の設置をするため補正をお願いするものでございます。

項2小学校費におきましては、目3学校建設費で、小学校の普通教室73教室に空調設備を設置するための工事に係ります費用で、節15工事請負費に2億5,731万6,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては、国庫支出金3,650万円及び町債1億4,500万円でございます。

項3中学校費におきましても、同じく目3学校建設費で、中学校の普通教室30教室に空調設備を設置するための工事に係ります費用で、節15工事請負費9,872万2,000円を追加するものでございます。特定財源につきましては、国庫支出金1,521万6,000円及び町債5,500万円でございます。

以上が歳出の説明でございます。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

7ページをごらんください。

款13国庫支出金、項2国庫補助金でございますが、目9教育費国庫補助金で、歳出で御説明させていただきましたが、小・中学校空調設備設置工事に係ります国からの交付金を見込んだもので、節3学校建築国庫補助金にブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金5,171万6,000円の追加を行うものでございます。補助率につきましては、国庫補助単価で積算した配分基礎額の3分の1でございます。

次に、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございます。こちらにつきましては、収支の均衡を図るため、節1財政調整基金繰入金で9,493万1,000円の増額を行うものでございます。

次に、款20町債、項1町債でございますが、目7土木債につきましては、歳出で御説明させていただきました駅自由通路橋改修事業の事業費変更に伴い、節2土木債1,500万円の減額を行うものでございます。

次に、同じく目9教育債につきましても、歳出で御説明させていただきました小・中学校空調設備設置事業に伴い、節1小学校債1億4,500万円、節2中学校債5,500万円をそれぞれ追加するものでございます。

議案書の表紙に戻っていただきたいと存じます。

第2条の繰越明許費でございます。翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、第2表、繰越明許費によるところでございます。

3ページをごらんください。

小・中学校空調設備につきまして、款10教育費、項2小学校費、事業名、小学校空調設備設置事業で、金額2億5,731万6,000円、同じく項3中学校費、事業名、中学校空調設備設置事業で、金額9,872万2,000円をそれぞれ平成31年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

もう一度表紙に戻っていただきまして、議案書の第3条でございます。地方債の補正でございますが、追加及び変更につきましては、第3表、地方債補正によるところでございます。

4ページをごらんください。

まず、上段の追加でございますが、先ほどから申し上げておりますように、小・中学校空調設備設置事業に係ります起債でございます。

1. 小学校空調設備設置事業につきましては1億4,500万円、2. 中学校空調設備設置事業につきましては5,500万円、それぞれ借り入れるものと予定し、追加をお願いするものでございます。

次に、下段の変更でございますが、1. 駅自由通路橋改修事業につきましては、当初では3,000万円を予定しておりましたが、事業費の変更により、借入限度額を1,500万円とするものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、変更はございません。よろしく願いいたします。

また、9ページには地方債の現在高の見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、お目通しを願いたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 2点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

まず第1点目でございますが、この空調機の関係でお尋ねしていきたいと思います。

4ページの地方債の関係でございます。

第3表の追加部分、小学校空調設備設置事業並びに中学校空調設備設置事業、これはおのおの1億4,500万円と5,500万円を借り入れる予定ということで地方債に補正が上がっております。この中でお尋ねしていきたいんですけども、利率と償還期限でございます。利率は時勢利率として今現在段階どの程度なのかということと、償還期限ですね。これはどの程度の期間を予定されているのか。ただし書きもございますけれども、当初の融資条件ということでお尋ねをまずしていきたいと思います。

といいますのも、空調機も機械ものでございまして、当然寿命があるわけでございます。10年、15年、あるいは20年というような、そういった寿命もございまして。そういったことを加味しながらの地方債借り入れなのかどうかということもあわせてお尋ねをいたします。

それから、2点目でございますけれども、非常に大きな工事費となっております。こういった場合、できれば、いわゆる地域循環型経済社会ということで、当然町内企業さんにもこういった事業が実施できるだけの能力規模があると思います。あわせて分離発注の関係でございますけれども、電気設備は、想定できますのにキュービクルの改造から電源幹線の引き直しも含めて相当なボリュームで電気設備工事が計上されるわけでございますけれども、あわせて機械関係、空調の機械、これは通常新築、あるいは大規模改修などの工事においては電気の工事部分には入らずに設備関係に入るわけですね。したがって、今回の工事でも相当なボリュームがございまして。電気、あるいは設備関係ということで、それぞれ分離発注されるのが今まで垂井町がとってきた方向だと思うんですけども、そこについてもお尋ねをしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 若山議員からお尋ねがありましたのは2点でございます。

まず、1点目につきましては、借入金の利率に関するお尋ねでございまして、今回議案書に示してございます、この5%以内につきましては現状はどうかというような内容のお尋ねでございますが、これにつきましては、ちょっと今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思います。大変失礼いたしました。

それと、2点目の償還期間につきましては、利子の据置期間も含めまして20年というのが今一般的にやっておりますけれども、これにつきましては後ほど答弁をさせていただきたいと存じます。

それと、2つ目の町内企業には電気設備企業もあれば、空調設備に関する企業もあり、それぞれ地元で発注すべきかどうかということも含めてどのように考えているのかというお尋ねで

ございますけれども、これにつきましては町内企業に係る経済の循環というものも十分考慮いたしまして、指名委員会で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（角田 寛君） しばらく休憩いたします。再開は後ほど通知いたします。

午前 9 時 36 分 休憩

午前 9 時 50 分 再開

○議長（角田 寛君） 再開いたします。

引き続き執行部からの答弁を求めます。

総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 提案しております議第70号 平成30年度垂井町一般会計補正予算の中で、小・中学校にエアコンを設置する事業に対しまして借入金を行うわけでございますが、この償還に関しまして、若山議員のほうからお尋ねがございましたので、答弁をさせていただきます。

まず、借り入れの期間につきましては、エアコンという機械の耐用年数等も考慮いたしまして10年から15年を考慮しております。これにつきましてはの現段階での利率でございますけれども、年0.02となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 山田利夫君。

〔5 番 山田利夫君登壇〕

○5 番（山田利夫君） ちょっとお尋ねをいたします。

歳入の部分で、7 ページですけれども、財政調整基金の繰り入れで、今回の補正で9,493万1,000円、合わせまして、今年度の予算としては4億2,949万8,000円、4億3,000万円を財調から繰り入れるということでございます。

29年度の決算書を見ますと、財政調整基金は9億7,500万円ということでございます。そこから4億3,000万円ほど引きますと、大体5億何がしというのがありますが、来年、今年度に続きまして庁舎の関係等もありまして財調の繰り入れをされているわけですが、この空調に関しましては、来年は普通教室でいくと。再来年、31年度になるかどうかわかりませんが、特別教室等もいきたいということではありますが、財調に関しましての用途については、そういった学校の施設ばかりでは、ちょっとやっぱり執行についてはいろいろ支障があると思っております。町全体の中での、いわゆる予算の配分をしていかななくてはならないと思っておりますけれども、そこで、今年度はどのような決算になるかわかりませんが、ここらあたりの繰越金、いわゆる剰余金が生じた場合について、どのように予算をいかれるのか、その

まま繰越金としていくのか、ある程度の基金に加えていくのか、そこらあたりをお尋ねしたい
と思います。

特に私が言いたいのは、所管の委員会でもございましたし、美濃国府に関しまして、既に何
か用地の関係等もありまして、これから非常に大変な金額がかかってくるわけでございます。
そういったことから、特に言えば教育に関する基金、史跡基金とか、そういうふうなものも今
後は考える必要があるかと思えますけれども、ひとつその辺をお尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思いま
すが、ただいま山田議員のほうからは、今年度の余剰金等の取り扱いについてどうするかとい
うことと、今後の基金、そういったことを踏まえて、トータル的にお答えをさせていただきます
ますが、今年度、今現在の財政調整基金につきましては、先ほど山田議員が言われましたように
9億7,500万円でございます。したがって、この4億2,949万6,000円を仮に財政調整基
金から取り崩すとなりますと、5億ほどになってしまいますので、今後、その財政調整基金に
ついては、今年度の余剰金につきましては3月の仮決算等を踏まえて、今後積み立てるのか否
かにつきましては十分検討をさせていただきたいと思えますし、それと学校建設基金とか、そ
ういったものにつきましても、今、相当額が減ってきておりまして、将来、公共施設の管理に
つきましても相当の額を要するところがございますので、今後につきましては、そういった公
共施設の維持管理のための基金も創設していくことも視野に入れていかなければならないのか
なというふうに思っております。

そして、今、基金の中でも仮死状態になっておるような基金もございますので、それらの廃
止等も含めまして、今後、十分議員の皆様方と協議をさせていただきまして、この基金、財産
の管理につきまして、適切な方向性を見出していきたいというふうに思っておりますので、よ
ろしく御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第70号 平成30年度垂井町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり可決する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第71号 教育委員会委員の任命について

○議長（角田 寛君） 日程第13、議第71号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第71号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員 栗田直美氏の任期が、平成30年12月21日付をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第71号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第14 議第72号 監査委員の選任について

○議長（角田 寛君） 日程第14、議第72号 監査委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第72号 監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

現監査委員の太田厚氏が、平成30年12月31日をもって辞任することに伴い、後任に垂井町大石1081番地、古藏正彦氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第15 議会議案第1号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書について

○議長（角田 寛君） 日程第15、議会議案第1号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） 議会議案第1号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書について説明いたします。

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっている。

本町においても連日異常な猛暑が続く中、園児・児童・生徒が一日の大半を過ごす教室に空調設備が配置されていない幼稚園及び小中学校における教育環境は極めて厳しく、学習意欲や集中力の低下を招くだけでなく、健康面への影響も苦慮されてきた。

また、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、「教室内の温度は、17度以上、28度

以下であることが望ましい」とされており、この基準に照らせば、特に義務教育の過程では教育環境に格差が生じることがあってはならない。

これらの状況を踏まえ、国では、先般、財政支援の拡充がなされたが、現状では幼稚園及び小中学校における空調設備の整備率は市町村間で大きく異なっており、本年のような極めて厳しい教育環境を改善すべく次年度において空調設備の整備を促進していくためには、より一層の財政支援が求められるところである。

そのため、国においては、幼稚園及び小中学校への空調設備の導入が、早急かつ確実に実施されるよう、国庫支出金の予算規模の大幅増額及び補助対象経費や補助率の拡充など、さらなる財政支援の充実を図るよう要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと考えております。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第1号 幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議員派遣の件

○議長（角田 寛君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長一任することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成30年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時06分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 山 田 利 夫

会議録署名議員 中 村 ひ と み